

令和元年度

第3回 鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年2月28日（金）

15時30分～16時

場所：東別館3階 災害対策本部室

議 題

- 1 本市における小・中学校等の対応について
- 2 1に関連する対策について
- 3 本市におけるイベント等の当面の間の対応について

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業について

新型コロナウイルス感染症による影響で、国からの通知に基づき、全市立小・中・高等学校を下記のとおり臨時休業とする。

記

1 期間等

(1) 当面の期間

令和2年3月2日（月）午後 ～ 3月25日（水）

児童生徒への休業中の過ごし方、保護者への連絡・説明等を確実にを行うため、2日（月）午後からとする。

(2) 各学校等への周知

- 本日、各学校へ休業への対応について通知し、その後、各学校から保護者へ周知する。
- 市や学校のホームページ上にも、周知内容を掲載する。

本市の放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における
新型コロナウイルス感染症への対応について

1 現状

本市の児童クラブの開所時間は、通常時（学校がある日）は午後 2 時から午後 6 時の 4 時間、長期休暇中は午前 8 時から午後 6 時の 10 時間であるため、現行の職員体制で長期休暇中の対応が可能か各運営委員会に確認中。

〔現時点の状況〕

163クラブ中67クラブが対応可能（未回答88クラブ・対応困難8クラブ）

2 対応

各運営委員会の実情に合わせて、午前 8 時からの開所を基本にしながら、午前中可能な時間からの開所を要請する。

本市域内の保育所・認定こども園等における新型コロナウイルス感染症への対応について

1 経過

2月25日(火)

○国が基本方針を受け、保育所等における同感染症に係る対応通知を发出

2月26日(水)

○国が「保育所等の卒園式・入園式の開催に関する考え方について」の通知发出

2月27日(木)

○本市から市内保育所・認定こども園(176施設)、認可外保育施設(132施設)に対し、同感染症への対応に係る通知发出

○国が3月2日(月)からの学校の臨時休校を発表

○厚生労働省からの「保育所等は感染予防に留意したうえで、原則開所」の要請を受け、本市においても保育所・認定こども園(保育所機能)は原則開所とする。

2 開所時の注意事項

(1) 感染拡大防止の対応

- ① 体温計測により37.5度以上の発熱や呼吸器症状(以下「発熱等」という。)が認められる児童は登園を断る(職員については出勤停止)の取扱いとする。
- ② 委託業者等の接触も施設内の限定した場所で行い、施設内の立入時に体温計測で発熱等が認められた場合は立入を断る。

(2) 感染発生時の対応

- ① 発熱等の症状が出ている状態で登園した児童の感染が判明した場合、園の判断で全部又は一部の臨時休園が可能(最初の感染者が確認された日から14日を目安)
- ② 感染者の濃厚接触者に特定された児童については、保護者に感染者と最後に濃厚接触した日から14日間の登園回避を要請
- ③ 感染防止の観点から、発熱等の風邪の症状が見られる場合は登園回避を要請
- ④ 職員も①から③に準じて対応(休暇の取得や自宅待機の対応)

(3) 卒園式・入園式の対応

現時点では実施することは差し支えないが、時間短縮等の開催方法の工夫など感染拡大防止の措置を講じる。

【参考 幼稚園の対応】

- (1) 県子育て支援課によると、2月27日(木)文部科学省から県に対して、「幼稚園が今般の臨時休校の対象にならない」旨の連絡はあったが、正式な通知は发出されておらず、2月28日の早い段階で予定されている国の通知发出後に対応を各園に通知する。
- (2) 県の通知を受け、市立幼稚園の開園については現在検討中

新型コロナウイルス感染症対策におけるイベント等の取扱指針について

新型コロナウイルス感染症対策におけるイベント等の取扱指針を次のとおりとします。

- 1 国の要請にある「この1～2週間で極めて重要な時期である」ことを認識し、今後2週間のイベント等は、ごく少人数であり、十分な予防策が施せるもの（全員がマスク着用など）を除き、中止又は延期とする。
※ 例外適用や「ごく少人数」の判断は、それぞれのケースに応じ各局で判断する。
- 2 2週間を超えて3月末までのイベント等で、業者や関係者との関係で早めの方針決定が必要と思われる大きなイベント等は個別に判断する。
- 3 「今後2週間」については、2月28日（金曜日）を起点に3月15日（日曜日）までとする。